

水防法の一部改正について(津波防災地域づくり関係法律整備法)

従来の水防法

平成23年12月27日施行

水災の警戒、防御、これによる被害の軽減を目的とし、水防組織、水防活動等のソフト施策を中心に規定。

解釈上「洪水又は高潮」に含まれるものとして、「津波」による災害にも対応

東日本大震災による大規模な津波災害

ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想による津波防災の推進

改正後の水防法

津波防災地域づくり法

津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進(同日施行)

水防法における「津波」の位置づけを明確化した上で、同法に基づく津波防災を強力に推進

津波防災を含む水防活動全体の強化

目的規定等における「津波」の明確化

(1条、2条、3条の2、10条、16条、29条)

→目的規定において「津波」を追加するとともに「津波」が洪水予報、水防警報等の対象となることを明示。

巡視の対象への津波防護施設の追加

(9条)

→水防管理者等は津波防護施設を巡視等しなければならない。

洪水ハザードマップと津波、土砂災害ハザードマップの一覧化

(15条)

→津波災害警戒区域における津波ハザードマップ等については、洪水ハザードマップが作成される場合には、これと一覧できるようにして周知する。

津波避難訓練への参加

(新32条の3)

→水防団、消防機関、水防協力団体は、津波災害警戒区域において実施される津波防災訓練に参加しなければならない。

水防活動従事者の安全配慮

(7条、新33条)

→津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

水防計画の見直し

国土交通大臣による特定緊急水防活動の実施

(新32条、新43条の2)

→著しく激甚な水災が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、以下の特定緊急水防活動を行うことができる。

- ・浸入した水の排除
- ・浸水した区域等の監視
- ・浸水の量の観測
- ・監視、観測の結果に基づく浸水する区域・時期又は浸水の量の予測
- ・人工衛星通信による通信の確保
- ・堤防等が決壊した場所における仮締切等の作業

水防訓練の実施の拡大

(新32条の2)

→指定管理団体以外の水防管理団体も水防訓練を行うよう努めなければならない。